## 令和 5 年度 第 220 回佐用町農業委員会会議録

令和5年9月21日，午前9時分 佐用町役場西館防災会議室 にて召集した。
1．農業委員の出席は次のとおりです。

|  | 2 番 | 山本 孝行 | 3 番 |
| ---: | ---: | ---: | :--- |
| 蔭山 武喜 |  |  |  |
| 4 番 大谷 明 | 5 番 | 安本 隆己 | 6 番 福田 範康 |
| 7 番 竹内 辰已 | 8 番 | 間嶋 義弘 | 9 番 松岡 英雄 |
| 10 番 福原 正幸 | 11 番 金谷 隆志 |  |  |
| 13 番 古川 由美 |  |  |  |

2．農業委員の欠席は次のとおりです。

|  |  |  |
| :--- | :--- | :--- |
|  |  |  |
|  |  |  |

3．農地利用最適化推進委員及び事務局の出席は次のとおりです。

| 1 番 吉田 将光 |  | 3 番 横山 隆夫 |
| :---: | :---: | :---: |
| 4 番 梅本 正見 | 5 番 隂山 哲博 | 6 番 髙本 耕作 |
| 7 番 藤田 修 |  | 9 番 淡路 剛 |
| 10 番 柿本 美満夫 | 11 番 谷口 茂博 |  |
| 事務局長 井土 達也 | 事務局 押田 晃英 | 事務局 波戸 雄太 |

4．会議案件は次のとおりです。
（1）会議録署名委員指名
（2）報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
（3）議案第1号 農地法第3条の許可申請について
（4）議案第2号 非農地証明の交付申請について
（5）議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

5．会議の顛末は次のとおりです。

事 務 局 定刻となりましたので，ただいまから始めさせていただきたいと思います。それ では，会長から挨拶をよろしくお願いします。
会 長 おはようございます。残暑が厳しく，先日は雨も降っていましたが，日が出ると焼けるような暑さが続いています。水分補給もされながら農作業されていること と思います。またコロナも感染者数が増えてきております。ワクチンも7回目の受付が始まります。ぜひ健康には留意され，月 1 回の委員会も元気に出席いただ

ければと思います。
ただ今から佐用町農業委員会第220回9月定例会を開催いたします。本日の欠席委員はありません。したがって，ただ今の出席委員数は，11名でありますの で，農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により，会議は成立してお ります。次に，佐用町農業委員会会議規則第 12 条 1 項の規定に基づき，署名委員を指名させていただきます。 5 番安本委員と 7 番竹内委員にお願いいたします。 それではただ今から議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定 による届出について」を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定により，下記の届出について受理したこと をここに報告する。令和5年9月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」 （報告第1号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただ今，事務局より報告がありました。ご意見，質疑等ございませんか。
委 員（ありません）
議 長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，報告第 1 号の案件につきましては，承認されました。次に議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局よ り説明を願います。
事 務 局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定 により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和 5 年 9 月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第 1 号，議案書をもとに朗読）
長 ただ今，事務局の説明が終わりました。続いて，1 番と 2 番の案件につきまして，竹内委員より説明を願います。
竹内 委員 議席番号 7 番の大谷です。議案第 1 号 1 番の案件について説明します。資料は 1 ページからです。現地確認は 9 月 12 日 13 時 20 分から事務局の波戸さん，行政書士の】さんとさんと私で行いました。申請場所は地図 にありますように，国道 373 号線の下上月集落入り口の仁位中橋の東 50 m のとこ ろと，仁位中橋の南 60 m のところにあります。申請の経緯ですが，譲渡人は遠方 に住んでおられ，十分に管理をすることができなく，現在 砩作して いますが農地を手放したく に相談したところ，譲受人も農業をした いとのことで話がまとまり，今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項 ですが， 1 号から 5 号まで問題ありません。 6 号は地域の出役にも参加されるため問題ないと思いますが，この件について下上月，仁位の自治会長，農会長，水利代表者が何も知らないとのことでは水利の利用方法等に支障がでる可能性がある ため，あいさつを兼ねて地域の慣例を確認するよう指導しています。以上，第 3

条第2項の各号にはいずれも該当せず，叔父で認定農業者の さんも指導し てくださるとのことで，問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件につ いては許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。続いて，議案第 1 号 2 番の案件について説明します。資料は 9 ページからです。現地確認は9月12日 13 時 20 分から事務局の波戸さん，■さと さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，国道 373 号線の下上月集落入り口の仁位中橋の東 50 m のところにあります。申請 の経緯ですが，譲渡人は農地の管理が十分にできなくなり，現在は管理転作され ているため農地を手放したく に に相談したところ，譲受人も農業をし たいとのことで話がまとまり，今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項ですが，1号から5号まで問題ありません。6号は地域の出役にも参加されるた め問題ないと思いますが，この件について下上月，仁位の自治会長，農会長，水利代表者が何も知らないとのことでは水利の利用方法等に支障がでる可能性があ るため，あいさつを兼ねて地域の慣例を確認するよう指導しています。以上，第3条第2項の各号にはいずれも該当せず，機械関係は さん，営農指導は叔父で認定農業者の さんが協力されるとのことで問題ないと思います。ま た，将来的には農地に果樹を植えたいとお聞きしましたが，日照等で周辺農地に迷惑をかけないよう注意するように指導をしています。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいた します。
長 審議については 1 件ずつ行います。 1 番の案件につきまして，何かご意見質疑ご ざいませんか。譲受人の住所が であるようですが。
竹内 委員
住民票は ですが，実態として佐用の別荘地に居住しています。
事務 局長 譲渡人から宅地も購入しております。申請地の隣接地は仮登記がされており，売買契約も終わっているようですが， 3 条申請はまだありません。以前，前会長から農地を造成している旨連絡をいただき確認したところ，土を盛って畑にしたいと いら計画をされていたため，田から畑の耕作目的変更届を提出するよう指導して おり，提出がなされています。
大谷 委員 横坂でもよく野菜を作っているのを見ます。
竹内 委員 仮登記の土地ですが，真砂土が入り，果樹を植える囲いはありましたが，他にも手が加えられているように見受けられます。今回の申請自体は問題ないと思いま すが，その土地についてはきっちり農地として活用するよう注意をしています。
長 他に意見等が無いようですので，1番の案件について承認してよろしいですか。
員（はい）
長 それでは， 1 番の案件については承認されました。続いて 2 番の案件につきまし て，何かご意見質疑ございませんか。
員（ありません）

議
長 意見等が無いようですので，2番の案件について承認してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，2番の案件については承認されました。続いて， 3 番の案件につきま して，福原委員より説明を願います。
福原 委員 議席番号 10 番の福原です。議案第 1 号 3 番の案件について説明します。資料は 15 ページからです。現地確認は 9 月 12 日 15 時 15 分から事務局の押田さん，波戸さん，譲受人と私で行いました。申請場所は地図にありますように，南光ひま わり館手前 100 m 付近の県道脇に 9 筆とひまわり館北 1 筆となります。申請の経緯ですが，譲受人は譲渡人が事業開始時に農地を取得する際，地主さんと仲介役 をされていたため，譲渡人が事業撤退されるにあたり農地取得をお願いされ，今回の申請となりました。申請地は 1 筆が果樹園で残りは畑となっています。 3 条許可基準に関する事項ですが，1号は全ての農地を耕作しており問題ありません。2号は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。 4 号 も問題ありません。5号は登記簿のとおり問題ありません。6号は地域の出役にも参加されているため問題ありません。以上，第3条第2項の各号にはいずれも該当せず，問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして，本案件につ いては許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議

委
議
委 員（はい）
議 長 それでは， 3 番の案件については承認されました。次に議案第 2 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局 議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について，非農地証明の交付申請があったので審議を求める。令和5年9月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第 3 号，議案書をもとに朗読）
長 ただ今，事務局の説明が終わりました。続いて，1番の案件につきまして安本委員より説明を願います。
安本 委員 議席番号 5 番の安本です。議案第 2 号 1 番の案件について説明します。資料は 29 ページからです。現地確認は 9 月 5 日 9 時から事務局の押田さん，司法書士の さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，国道 373 号線平福よ り東へ右折し県道 443 号線を 5 km 桑野公民館の周辺に位置しています。現地の状況ですが，当地は 20 年以上前から耕作できなくなり，手つかずのまま放置した ため，山林原野となっており，今日にいたつています。申請者は今回相続により申請地を取得しましたが，調査の結果地目が農地のままであることが判明し，す でに農地として耕作できない状況にあることが分かり，地目変更登記をしたいと

のことで申請に至っております。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

職務 代理 失礼します。それでは議事を進行します。それでは，2番の案件につきまして，福田委員より説明を願います。

福田 委員 議席番号 6 番の福田です。議案第 2 号 2 番の案件について説明します。資料は 29 ページからです。現地確認は 9 月 12 日 13 時 30 分から事務局の押田さん，
 さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，国道 179号線佐用町実栗交差点から県道 240 号線を江川方面へ約 4 km 北方面へ行き，福澤集落内大塚隣保の山田奥の圃場整備地域の外にあります。申請の経緯ですが，申請人は亡き母から相続をしましたが，地目と相違があり申請に至っております。現地の状況ですが，約 50 年前に亡き父が杉の木を植林し，また一部は休耕田とし て管理していた土地でしたが，現在は山林化の状況です。この度佐用町で行われ ている山林引き取り制度を知り，本申請に至りました。さきほどのことは，非農地証明の審査基準 3－（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり，また地元の同意書，本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いい たします。

職務 代理 審議に入ります。 2 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
委
員（ありません）
職務 代理 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
委 員（はい）
職務 代理 それでは，2番の案件については承認されました。次の案件からは会長に議事進行をお願いしたいと思います。
議 長 それでは議事を進行します。続いて，3番と 4 番の案件につきまして松岡委員よ り説明を願います。

松岡 委員 席番 9 番の松岡です。議案第 2 号 3 番の案件について説明いたします。資料は 66 ページからになります。現地確認については9月12日 14 時より，事務局の押田 さん波戸さん，のの4名で行いました。申請場所は資料にありますよ うに，中安ふれあいセンターそばの北西の道沿いになります。申請人は本土地を相続しましたが，祖父が，188－1は昭和58年に資材倉庫を建設し，隣接の1

8－3－3は平成 7年に露天駐車場及び露天資材置き場として整備しており，相続登記を行った際に登記簿上の地目が田であることが判明し，今回の申請に至りまし た。現況は，写真にありますように大型の資材倉庫とバラスを布設した露天駐車場となっております。尚，本土地は農振地に該当せず，申請者の経緯を記載した始末書も添付されています。本件は，非農地証明の審査基準の3－（1）農地に復元 するための物理的な条件整備が著しく困難な場合，及び審査基準の4－（1）20年以上経過し非農地として判断して特段の影響がない場合 にあてはまると考えら れます。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますの でご審議のほどよろしくお願いいたします。続いて議案第 2 号 4 番の案件につい て説明いたします。資料は 73 ページからになります。現地確認については 9 月 12 日 14 時 30 分より，事務局の押田さん波戸さん， の 4 名で行いました。申請場所は資料にありますように，土井集落の北東方向の山際の 2 カ所になります。申請人は本土地を相続しましたが，両土地とも生産性が低く，267番は昭和50年頃より竹林となっており，307番は昭和48年頃 に申請者の亡父が檜を植林しておりましたが，登記簿上の地目が畑であることが判明し，今回の申請に至りました。現況は，写真にありますように 267 番は竹林となっており， 307 番は山林化している状態で，自治会長の証明もあります。尚，申請者の始末書も添付されています。本件は，非農地証明の審査基準の3－（1）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合，及び審査基準の 4 －（1）20 年以上経過し非農地として判断して特段の影響がない場合 にあてはま ると考えられます。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは，4番の案件については承認されました。続いて，5番の案件につきま して金谷委員より説明を願います。
金谷 委員 議席番号 11 番の金谷です。議案第 2 号 5 番の案件について説明します。資料は 82 ページからです。現地確認は 9 月 12 日 16 時 30 分から事務局の波戸さん，代理人の さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，国

道179号線市ノ上の信号からテクノ方面に 3 km 行き，右手に曲がり大畑方面に 4 km ほど行ったところにあります。申請の経緯ですが，申請人が土地の譲渡を考 えたところ，地目が畑であるのに気づき，今回の申請となりました。現地の状況 ですが，資料写真のとおり原野，雑種地で平成 5 年ごろから耕作されていません。 さきほどのことは，非農地証明の審査基準3－（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり，また地元の同意書，本人の始末書も添付されており問題ないと思いま す。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議に入ります。 5 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
委 員（ありません）
議 長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，5番の案件については承認されました。次に，議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたしま す。事務局より説明を願います。
事 務 局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につい て 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により，下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。 令和5年9月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第3号，議案書をもとに朗読）
長 ただ今，説明がありましたような集積計画となっています。何かご意見質疑ござ いませんか。
員（ありません）
議 長 意見等が無いようですので，決定してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，議案第3号は，原案どおり決定いたします。それでは，本日の議案審議につきましては，以上をもちまして終了いたします。
（午前 11 時 10 分 閉会）

令和 5 年 9 月 21 日

